

平成23年10月7日

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣 あて

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長

磐田市議会議長 小野泰弘

漁業用軽油に係る軽油引取税免税措置の恒久化を求める意見書

軽油引取税は、平成20年度まで漁船に使用する場合、恒久措置として免税であった。しかし、平成21年度税制改正において道路特定財源制度の廃止により一般財源化されたため、漁船に使用する軽油は、平成23年度末までの臨時措置として免税されているところである。

昨今の漁業をとりまく情勢は、コストに占める燃油費のウェートが極めて大きく、燃油価格高騰によるコスト上昇に加え、魚価低迷の中で収入面においても厳しい状況であり、漁業経営は深刻な状態に陥っている。さらに軽油引取税の免税措置が廃止されると、漁業経営は一段と圧迫され、より深刻の度を深めることとなる。

このような中、消費者に対して水産物の安定供給をし続けるためには、漁業者の経営安定が必要である。

よって、国においては、漁業用軽油に係る軽油引取税免税措置の恒久化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。